

## 平成 29 年度 JEES 留学生奨学金(少数受入国)

### 奨 学 生 募 集

#### 1. 目的

当該奨学金は、我が国が受け入れている留学生のうち、少数受入国出身者で、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対し奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

#### 2. 応募資格（次の各号のすべてに該当する者とする）

- (1) 私費外国人留学生のうち正規生として或いは大学間(学部間も含む)学生交流協定に基づき日本の大学・大学院に、平成 29 年 4 月時点において在籍する者。
- (2) 採用された場合の受給期間が 1 学年相当以上ある者。
- (3) 別紙に記載する国の出身者で、在留資格が「留学」であること。
- (4) 本奨学金受給期間中、他から受ける奨学金等受給月額合計が 60,000 円以下である者。ただし、授業料減免は除く。
- (5) ボランティア活動や国際交流活動等の実績、またはこれらの活動への意欲のある者。
- (6) 奨学金受給終了後も、日本国際教育支援協会に対し近況等を連絡する意思のある者。

#### 3. 募集人数

15 名程度

#### 4. 奨学金

月額 50,000 円 ・ 平成 29 年 4 月より最長 2 年間（※但し、在籍期間中に限る）

#### 5. 申請書類

- ・ 願書（別紙様式 1。日本語で記載されたものに限る）
- ・ 応募者の写真  
（最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4cm×3cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること）
- ・ 推薦書（別紙様式 2。推薦理由は指導教官等が記入すること）

応募する学生は、日本国際教育支援協会 HP から願書および推薦書をダウンロードしてください。

[http://www.jees.or.jp/foundation/priority\\_countries-scholarship.htm](http://www.jees.or.jp/foundation/priority_countries-scholarship.htm)

推薦書は応募者自身が指導教員に依頼してください。

申請書類は学内提出締切日までに両校地留学生課に提出してください。

**※直接自分で応募しないで下さい。**

学内提出締切日：5 月 8 日（月）

#### 留 学 生 課

今出川校地（扶 桑 館 2 階） TEL：075-251-3257  
京田辺校地（嗣 業 館 1 階） TEL：0774-65-7453

平成 29 年度 JEES 国際理解推進奨学金(少数受入国)

対象国一覧

【アジア】

モルディブ、東ティモール

【中東】

カタール、クウェート、バーレーン、レバノン、イエメン、パレスチナ、イラク

【アフリカ】

トーゴ、スワジランド、コモロ、ジブチ、ナミビア、ブルキナファソ、ソマリア、コンゴ共和国、リベリア、モーリシャス、アンゴラ、ガボン、モーリタニア、マリ、ギニア、シエラレオネ、リビア、コートジボワール、エリトリア、マラウイ、ブルンジ、カーボヴェルデ共和国、レソト、サントメ・プリンシペ民主共和国、コンゴ民主共和国

【大洋州】

ミクロネシア、マーシャル、キリバス、パラオ、ツバル、サモア、ソロモン諸島、パプアニューギニア

【中南米】

アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ベリーズ、ガイアナ、ウルグアイ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、キューバ、バハマ、グレナダ、エクアドル、トリニダード・トバコ、ドミニカ国

【欧州(NIS 諸国を含む)】

コソボ共和国、キプロス、ルクセンブルク、アルメニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、アルバニア、ジョージア、トルクメニスタン、モンテネグロ、マルタ、アゼルバイジャン

以上 73 ヶ国